明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

省令

○法務省令第三号
厚生労働省

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

法務大臣　金田　勝年
厚生労働大臣　塩崎　恭久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年法務省厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一及び別表第二を次のように加える。	別表第一及び別表第二を次のように加える。
別表第一　（略）	**別表第一**　（略）
別表第二	**別表第二**
一・二　（略）	一・二　（略）
三　建設関係（二十二職種三十三作業）	三　建設関係（二十一職種三十一作業）

職種	作業
（略）	（略）
建築板金	ダクト板金作業
	内外装板金作業
（略）	
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
築炉	築炉作業

職種	作業
（略）	（略）
建築板金	ダクト板金作業
（略）	
建設機械施工	押土・整地作業
	積込み作業
	掘削作業
	締固め作業
（新設）	

四～八　（略）　　四～八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○外務省令第二号
国土交通省

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）別表の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令別表の規定に基づき物資を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

外務大臣　岸田　文雄
財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　石井　啓一